

変動金利定期預金規定

【Ⅰ. 共通規定】

1. 定期性預金共通規定等

変動金利定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期性預金共通規定により取扱います。

【Ⅱ. 自動継続扱以外の場合】

1. 預金の支払時期

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、証書（通帳）記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとし、入金した後は証書（通帳）記載の当該定期預金は無効となります。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 利息

「単利型の場合」

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（Ⅱ. 自動継続扱以外の場合 第2条により利率を変更したときは、変更後の利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により、次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（Ⅱ. 自動継続扱以外の場合 第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利

息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には解約日までに経過した各中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額（以下「約定利息」といいます。）をもとに、預入期間に応じた次の式により計算した金額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）との差額を清算します。なお、この場合、解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。

A. 6か月以上1年未満約定利率×40%

B. 1年以上1年6か月未満約定利率×50%

C. 1年6か月以上2年未満約定利率×60%

D. 2年以上2年6か月未満約定利率×70%

E. 2年6か月以上3年未満約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

「複利型の場合」

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（Ⅱ．自動継続扱以外の場合 第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、この場合、解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。

A. 6か月以上1年未満約定利率×40%

B. 1年以上1年6か月未満約定利率×50%

C. 1年6か月以上2年未満約定利率×60%

D. 2年以上2年6か月未満約定利率×70%

E. 2年6か月以上3年未満約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

【Ⅲ．自動継続扱いの場合】

1. 自動継続

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により、算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を、加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 利息

「単利型の場合」

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（Ⅲ. 自動継続扱いの場合 第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（Ⅲ. 自動継続扱いの場合 第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金についてはⅢ. 自動継続扱いの場合 第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、そ

の利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日(継続したときは最後の継続日)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および約定利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「約定利息」といいます。)をもとに、預入期間に応じた次の方式により計算した金額(以下「期限前解約利息」といいます。)をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)との差額を清算します。なお、この場合、解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。
 - A. 6か月以上1年未満約定利率×40%
 - B. 1年以上1年6か月未満約定利率×50%
 - C. 1年6か月以上2年未満約定利率×60%
 - D. 2年以上2年6か月未満約定利率×70%
 - E. 2年6か月以上3年未満約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

「複利型の場合」

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(Ⅲ. 自動継続扱いの場合 第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金についてはⅢ. 自動継続扱いの場合 第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書(通帳)とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および約定利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算した金額をもとに、預入期間に応じた次の方式により計算し、この預金とともに支払います。なお、この場合、解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。

- A. 6か月以上1年未満約定利率×40%
- B. 1年以上1年6か月未満約定利率×50%
- C. 1年6か月以上2年未満約定利率×60%
- D. 2年以上2年6か月未満約定利率×70%
- E. 2年6か月以上3年未満約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)